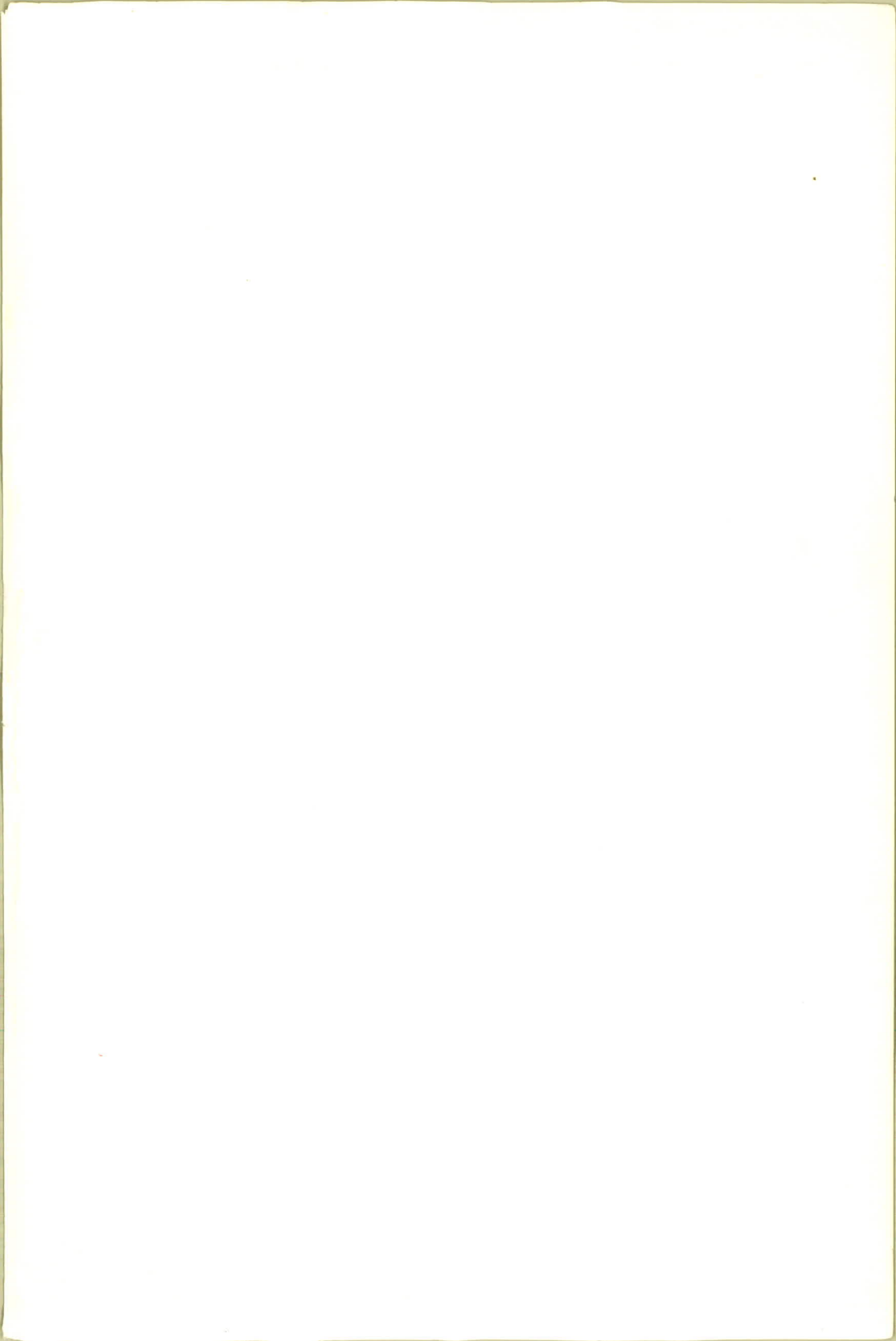


この手の
ぬくもりを

沖電気仕事差別事件 最終陳述書



十二月十四日（一九八四年）は、三年あまりにわたって争ってきた浅利さん中山さんにかかる仕事差別事件の第一回目の東京都地方労働委員会における和解交渉が予定されている日でした。この日、なんと沖電気は二人をもとの仕事に戻したいといってきたのです。これは一方では一九七八年以来の大量指名解雇の撤回をたたかっているわれわれにとっても、会社側からかちとった大きな第一歩でした。この仕事差別事件というもののきっかけが、指名解雇撤回の裁判傍聴に行ったということだったのですから、一つは職場の中から、他方は会社を外からつつんでという、いわば一体のたたかいなのです。

千三百五十名という多数の労働者が「希望退職」という勧奨退職と指名解雇によって外に放り出され、沖電気の中は「もの言えばくちびるさむし」という状態に追いこまれてしまいました。争議団支援の立場を明らかにしている労働者に対する差別と「仲間はずし」が吹きあれました。

そんな中で、たたかいくいと言われる仕事差別とたたかって会社をこまでおいつめたのです。この前進は全国の、沖電気争議団を支援してくださる力があつたからこそ得られたものです。その皆さんに事件の概要をつかんでいただく格好の材料として最終陳述書を小冊子にまとめました。

会社は後退したとはいえ、自らの非を認めたわけではなく、特に沖電気争議団に対しては高姿勢をつづけています。皆さん、手をゆるめることなく勝利をこの手にがっちりつかみとるまで団結して進もうではありませんか。

目次

第一	はじめに	
第二	本件事件の特徴と本件審理における会社の態度	8
一、	本件事件の特徴・本質	8
二、	本件審理における会社の態度の異常性	14
第三	本件不当労働行為とこれをめぐる事実経過	16
一、	裁判支援のための有給休暇取得に対する干渉・妨害	16
二、	申立人兩名に対する仕事差別の経過	21
三、	本件事件に対する沖労組の対処等の経過	27
第四	事実経過に関する会社の主張・立証に対する反論	35
一、	裁判支援傍聴のための有給休暇取得に対する干渉・妨害	35
二、	申立人兩名に対する仕事差別の経過に関する会社の主張・立証について	36
三、	沖労組の対処等の経過に関する	41
	会社の主張・立証について	50

―あしどり―

● 沖電気、「希望退職」・指名解雇を強行

一九七八年十月、沖電気は業績悪化を理由に千三百五十名（組合員の約一割）の希望退職を募集。これに満たないとして約三百名を指名解雇した。

● 沖電気争議団の闘い始まる

最後まで希望退職への切りかえに応じなかった者の内七十一名が裁判闘争に立ち上る。七九年二月、四地裁に提訴、八二年十一月には支援共闘会議結成。

● 裁判傍聴への干渉

一九八〇年十二月、会社側の一号証人室田氏（人員整理時の社長室筆頭主幹）の証言が始まる。（「指名解雇は従業員の意識改革をねらった」と証言）傍聴参加の労働者五人が翌日一斉によび出され干渉を受けた。

● 浅利・中山さんに仕事差別

一九八一年三月、計画業務の大ベテラン、

第五	本件業務命令に基づく申立人らの作業割当ての不利性……	57
	一、ブッキング作業の単純かつ閑職とよぶべき実態……	57
	二、PSマスター更新その他の付加作業について……	67
	三、会社の主張する「合理性」なるものの欺瞞性……	68
第六	指名解雇撤回闘争支援活動の性格に照らした不当労働行為……	70
	一、本件指名解雇撤回闘争及びその支援活動の客観的性質……	70
	二、申立人らの活動と沖労組の方針・姿勢……	78
第七	おわりに……	88

(ゴシック体の小見出しは編集者がつけました)

表紙写真 藤田 庄市
表紙題字 恩田耕一郎
(都議会議員)

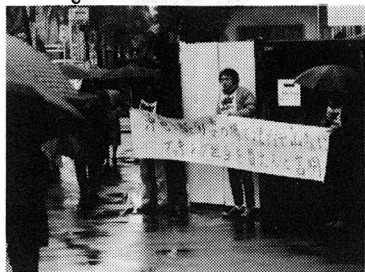
浅利・中山さんに対し、森田課長は「会社と争っている裁判に行く者に重要な仕事はまかせられない」とブッキング専任を命令。二人は労組へも申し入れて撤回をめざした。

●都労委に提訴

一九八一年九月、二人は東京都労働委員会に「裁判傍聴を理由とする仕事差別は不当労働行為として提訴」した。以来、異例の現場調査を含め調査四回、労働側証人四人、会社側証人四人、都合二十二回の審問で一九八四年結審した。

●突然、二人の仕事差別を取り消す

一九八四年十二月の第一回和解交渉の場で会社は突然、浅利・中山さんの仕事差別の取り消しを言明、翌週から計画業務に戻した。新しい局面をむかえて新年から再審問の予定。





中山 洋子 さん

岩手県江刺市出身
 沖電気勤続二十六年
 住所は東京都大田区
 いま熱を入れているもの
 和歌
 夫君は沖電気争議団の代表

仕事差別とたたかう二人 プロフィール



浅利 正 さん

秋田県仙北郡西木村出身
 沖電気勤続二十四年
 住所は千葉県松戸市
 いま熱を入れているもの
 ルポルタージュ
 小集団運動の研究

昭和五六年（不）第一二二号事件

申立人

浅利

正

同

中山

洋

子

被申立人

沖電気工業株式会社

最終陳述書

東京都地方労働委員会

会長

古
山

宏

殿

昭和五九年一月三〇日

申立人ら代理人

弁 弁 弁 弁 弁 弁 弁 弁 弁 弁
護 護 護 護 護 護 護 護 護 護
士 士 士 士 士 士 士 士 士 士
上 官 須 小 須 清 志 小 高 小

野原 藤 口 黒 水 村 木 橋 島

廣 哲 正 克 延 惠 和 成

元朗樹己佳郎新男融一

第一、はじめに

本件不当労働行為のそもそもの根源である被申立人（以下「会社」という）の大量指名解雇以来既に満6年が経過した。その指名解雇の撤回を求める闘争の支援活動として申立人らが行った裁判傍聴活動に対して、会社が弾圧、干渉、差別といった攻撃の一環として本件不当労働行為を行なっているからでも、既に4年が経過しようとしている。

四年前の昭和五五年一月二日、この日は、飛躍するエレクトロニクス産業の旗手の一つである会社が、その幹部（指名解雇当時社長室筆頭主幹として人員整理計画の中樞を担い、証言当時は取締役昇任していた室田平八郎）を、東京地方裁判所民事第一部の法廷において初めて、それも指名解雇撤回闘争支援のために廊下まであふれ出していた多数の傍聴者を前に、証言台に立てざるをえない日であった。この時期は既に、会社が無慈悲で横暴な指名解雇を行なったが故に、被解雇者（争議団）の苦しくも怒りに満ちた撤回闘争が旺盛に取組まれ、その支援活動も外に向かつては全国的なものに広がり、会社職場においても多数の支援カンパや多くの声などが寄せ集められている状況にあった。

本件裁判支援傍聴活動に対する攻撃は、こうした中で、しかも会社自身がこのような支援活動に敵対したさまざまうごきを既示している中で行なわれ出したものであるが、この攻撃の事実

と不当労働行為性は、本件専問を通じて疑問の余地なく明らかとなっている。

即ち、第一に、会社は、指名解雇撤回闘争支援活動のこれ以上の広がりを阻み、また、支援活動を抑え込もうとして、裁判支援傍聴活動への攻撃を企んだのであり、第二に、そのための一手段として申立人らを含む裁判支援傍聴者が有給休暇を取得することを妨害せんとし、第三に、さらに申立人らをブッキング作業という機械的かつ閑職といえる作業に従事させることにより、指名解雇撤回闘争に関心を持たざるをえない会社従業員に対するみせしめ効果を狙ったのである。

会社は、今も、指名解雇の非を認めずに裁判の長期化を図り、またこの裁判傍聴攻撃を続けているが、このことは、会社従業員に対して否応なしに自己の権利行使を抑制させているものである。そこで、本件救済命令が緊急に必要であることを物語っている。

そこで冒頭に、貴委員会に対し、本件救済命令を早急に出されるよう要望する次第である。



沖電気総行動（一九八四・十一・三〇）

第二、本件事件の特徴と

本件審理における会社の態度

一、本件事件の特徴・本質

■不当労働行為は会社の統一的意志

(一) 本件不当労働行為事件の主要かつ最大の特徴は、会社の不当労働行為意思が、不当労働行為を構成する会社管理職の行為そのものに極めて明白かつ具体的に示されており、これに対し、如何なる弁解を試みようともこれを否定し得ないという点にある。

すなわち、裁判支援傍聴のための有給休暇取得に対する干渉・妨害は、有給休暇を利用した支援傍聴活動を前日に行なった者全員に対して、日を同じくして一斉に、しかもいずれも直属の課長が係長同席のうえ当事者を個別に呼び出し、裁判傍聴を敵視した発言を行なうという全く同じ方法・態様で行なわれているのであって、このことだけで、不当労働行為意思が既に明らかである。と同時に、これが解雇撤回闘争の支援活動を嫌悪する会社の統一的意思の下に行なわれたものであることも明らかすぎるほど明らかである。

さらに、申立人兩名に対する仕事差別についていえば、仕

事差別を内容とする業務命令を行なった当の本人である森田企画課長自身が、直接申立人らに対して、その理由が申立人らの裁判支援傍聴活動にあることをはっきりと自ら口を切つて率直に語っているものであって、やはり、その不当労働行為意思の存在に他の説明は要しない。

(二)

■支援活動に露骨なみせしめ攻撃

そこで、会社がこうした直接的と言える不当労働行為意思を明確にした干渉・差別を行なってきた背景には、指名解雇撤回闘争に対する会社内外の支援の大きな広がり、これを嫌悪する会社の一貫した姿勢がある。裁判支援傍聴活動を直接の対象とした本件のような会社の攻撃は、会社が昭和五三年一月に強行した大量指名解雇の撤回を求める声が全国に広がる中で、解雇撤回闘争の支援が職場の中にこれ以上広がることを恐れてこれを圧殺するために、支援活動に対して従来から行なっていた後述するさまざまな妨害行為に飽き足りず、これをさらにエスカレートさせた露骨な攻撃を行なうことによってこれを職場の他の労働者へのみせしめとするために、強行されたものに他ならない。

① すなわち、本件大量指名解雇に対しては、昭和五三年一月の解雇の当初より「大企業では三井三池以来死語となっていた『指名解雇』の復活を許すな」との声が日本全国各地から湧き上がり、マスコミにも大きくとりあげられて反響を呼び、被解雇者らに対しては、全国の労働組合か

ら多数の激励文、支援カンパ、支援決議等が続々と寄せられた（中屋証人第一回調書三七丁裏～三八丁）。

被解雇者らは、その後昭和五四年九月「沖電気争議団」を結成し、裁判闘争と同時に会社に対する抗議行動、全国各地の労働組合その他に対する支援要請等々、不当解雇の撤回に向けて活発に活動が続けているが、そうしたなかで、争議団に対する全国の支援はさらに一層広がり、昭和五七年六月現在で、全国二四県評、都内二八地区労からのさまざまな支援と全国約三〇〇〇にもものぼる多数の労働組合の支援決議を得るなど立場を越えた市広い労働組合の支援を集めるに至っているほか、毎年一回東京で行なわれる支援集会には都内の労働者を中心に回を重ねるごとに参加者が増え、昭和五四年一月には約一六〇〇人、昭和五五年五月には約五〇〇〇人、昭和五六年一〇月には約七〇〇〇人もが結集するという発展ぶりを見せている（中屋証人第一回調書三八丁～四〇丁、同第八・第一四～第二三号証人）。

② 一方、会社職場の中においても、本件解雇を不当なものとして位置づけていわば陰ながら支援するということとどまらず、つぎに述べる会社の不当な干渉・妨害にもかかわらず、解雇撤回闘争を支援する具体的行動が組合員の間に広く展開されてきた。

すなわち、本件大量指名解雇に対しては、従来より

小木弁護士「解雇後の沖電気の指名解雇に対する反響ですがどうでしたか。」

中屋証人「私たちの予想以上に全国的な反響が大きかったと思います。：：新聞やテレビが一斉にこの問題を取り上げて、連日報道してくれました。十二月にはNHKの『ルポルタージュにっぽん』にも取り上げられて争議団員の一人が紹介される、ということもありました。それから労働組合の支援の問題で言うと、私たちが解雇される十一月二十日以前から、さまざまな形で激励が届きまして、赤い『檄』を書いて送ってくれる組合、あるいはカンパを寄せてくれる組合、そういうものが続出しておりました。さらには労働組合として正式に支援の決定をして『決議』を送ってくるということも次々とありました。」

5.29 沖電気争議団支援 総決起集会

5000人以上 が参加

沖電気争議団

ニュース

(仮称)

No. 27

1980 6.4

沖電気争議団

(連絡先)

東京都港区三田三の二の二〇
電話 四五一六〇〇六

職場に働く仲間の方さん
おはようございます

「沖電気争議団支援総決起集会」は五月二十九日午後六時から日比谷野外音楽堂で開かれました。岡山、大阪、千葉、茨城、宮城、秋田などからの上京代表団を含め会場は五、〇〇〇人以上の人でいっぱいになりました。

あふれる熱気

あふれる組合旗

「一人の指名解雇も許さない」のスローガンをかかげた舞台ではまず、石井辰三総評全国一般東京地本書記長が実行委員会を代表してあいさつ。「沖電気の指名解雇を看過するならば日本の労働運動は壊滅せざるをえない。沖電気闘争の勝利なしに日本の労働運動の前進はない」と訴えました。

沖電気争議団の中山(代表)板橋(品川)東田(婦人)飛渡(八王子)南本(本庄)が決意表明、全造船佐伯分会

虎ノ門本社内
抗議のあふれる

集会後、五、〇〇〇人の参加者は会場から虎ノ門本店内を通り、芝公園まで、デモ行進を行ないました。虎ノ門本店は全ての電灯を消して真っ暗にし、数人が室内からデモを監視。デモ隊は各分組の宣伝カーから流れる声にあわせて怒りのシュプレヒコールをあびせました。



沖電気は 時間外の行動を拘束するな

八王子工場に働く米田徳治さん
(妻が指名解雇され沖電気争議団にいる)は、十一月二十日の八王子工場での抗議行動の際、争議団とともにビラを配布したということで、総務課長御手洗に呼び出され不当に、注意を受けました。これについて、沖電気争議団は二十一日虎ノ門本社に対し、抗議を行いました。左記は宮田人事課長の答弁です。

△争「時間外の従業員行動について、会社は拘束する権利があるのか？」

△宮「時間外でも会社をひぼう中傷しているビラをまいていたから、注意を与えたのだと思う」

△争「ビラに書かれている史上最高億円の経常利益、千人をこえる新卒採用は、ウソなのか、本当なのか？」

△宮「本当のことだ」
△争「八王子工場のテレビカメラについてはどうだ？」
△宮「本当のことだ」
△争「それではこの部分かひぼう中傷なのか？」
△宮「……」(返答なし)

このように最後には返答できなくなるという程の道理のなさです。それはかりか、人権侵害もはなはだし「テレビカメラで時間外の行動を監視する」ということについて、何とも思っていないのです。こんなことは許されません。日本は民主主義の国です。このような沖電気の、時間外の行動まで監視、拘束するのをやめさせ、ビラの受け取り等を威圧するテレビカメラをみんなの力で撤去させましょう。

★カシャッ

こーゆー人こそ余剰人員!!



「雇用は守る」との基本姿勢を堅持」（甲第一号証）することを謳っていた沖電気工業労働組合（以下「沖労組」ともいう）は、後述のように、本件指名解雇通告後の昭和五三年一月一三日の臨時大会において力量不足から組織としての闘争は収拾せざるを得ないこととなったものの、本件解雇については、同大会における中央執行委員長の「けしからん解雇である」との表明にも見られるようにこれを不当なものとして位置づけた（前同調書三二丁～三三丁）。従って、以後もこのような本件解雇を不当なものとして位置づけるにとどまらず、組合自体に撤回闘争を自ら行なえるだけの組織的力量を求める声も引き続いており、その表われの一端として解雇直後の役員選挙においてその旨の政策を訴えた申立人浅利が支部委員に当選している（浅利本人第二〇回調書三丁～四丁）。

このような職場の声は、全国の労働組合の支援の広がりと並行して、争議団の行なう門前カンパへの募金や直接の支援カンパ送金、激励の手紙や職場状況を伝える手紙の送付、さらには支援集会や会社に対する抗議集会への参加、そして本件で問題になっている支援傍聴活動等々、さまざまな支援の具体的行動へと発展してきた（中屋証人第一回調書四五丁～四六丁、同第二回調書一〇丁裏～一一丁、浅利本人第二〇回調書一三丁）。

③ このように本件指名解雇撤回闘争に対する職場からの支

中屋証人「臨時大会では、すべての発言が、この点（雇用を守るという）ではいままでとってきた方針が間違っているとかいうことではなくて、積極的に評価した発言だけでした。それで当時の中央執行委員長の樋口さんも質問に答えて、この解雇についてどう思うかということ言えば、けしからぬ解雇である、ということで、あらためて臨時大会でも確認しております。」

志村弁護士「……この人員整理の翌年に、また支部委員になられたというのは、何かわけがあるのですか。」

浅利証人「ええ、昭和五十三年に指名解雇を経験して、ああいう指名解雇は許せない、それをちゃんと闘っていきけるような労働組合運動をやっていききたいと、そういう気持で支部委員に立候補して当選した、ということです。」

援活動が広がることに對して、会社は、これを極度に嫌い、本件不当労働行為のほかこれに至るまでの間にもさまざまな妨害を行なってきた。

すなわち、冲電気争議団は、前記のように指名解雇撤回闘争の支援を全国各地の労働者・労働組合に對して訴えているが、とりわけ当の冲電気工業株式会社の労働者に対しては、ともに働き、ともに闘ってきた仲間として特別の位置付けのもとに取組み、毎週一回の会社各工場門前のビラ配布、毎月一回の門前カンパ要請などを行ない、支援活動の強化を働きかけているが、これに對し会社は、あるいは門前を監視するカメラを設置したり、あるいは守衛に門前での従業員の態度をチェックさせたり、門前に屑籠を配置して従業員の受け取ったビラを捨てさせたり、さらにはビラの受け取り拒否を命ずる看板を設置するなどして、従業員が支援活動に参加することを公然と妨害しているのである（中屋証人第一回調書四一丁、四四丁、同第二回調書一丁裏、二丁、同第三回調書三二丁、三四丁、甲第八・第二四、第三二、第三五号証の一、三）。

また、会社は、具体的に支援活動を行なっている者に対しては、争議団が会社に対して行なう抗議行動に参加した従業員に對して総務課長が本人を呼び出して直接「注意」を与えるなどしてこれを禁止・妨害しようと試みているのである（前同第一回調書四四丁、甲第三〇号証）。



八王子工場門前
を監視するテレ
ビカメラ

中屋証人「……門前のビラ配布については、さまざまな妨害を受けながらも、多くの組合員がこれを受け取ってくれますし、……毎月一回の門前カンパについても、非常に監視の目はきびしいわけですが、多いときには二十万円、一十万円をこしたときも何度もあるということで、……」

本件不当労働行為は、まさにこうした会社の一貫した姿勢に根ざしつつ、裁判において証人尋問が開始され大量指名解雇の不当性がますます明らかにされ、これが職場に大きな影響を及ぼすことを無理矢理に阻止しようと狙ったものに外ならない。

二、本件審理における会社の態度の異常性

このような本件不当労働行為の特徴・本質に対応するように、会社の本件審理における態度は異常極まるものとなっている。

すなわち、会社は、本件不当労働行為がいずれも裁判支援傍聴活動に対する攻撃であることをひた隠しに隠そうとするあまり、その主張においても、証人尋問に際しても、有給休暇取得に対する干渉・妨害に関する件、及び仕事差別の件のいずれについても裁判支援傍聴とのかかわりについては、ことさらに触れることを回避し、同時に、これらの事件をめぐる沖労組とのやりとりについても事実をひた隠しに隠そうと試みた。

つまり会社は、本件で救済を申立てている有給休暇の件についても、また、作業割当ての件についても、当時、会社側にも申立人側にも何等問題点がなく、平穩に推移していたにもかかわらず、凡そ訳もなく申立人らが勝手に抗議したり、本件申立を行なったのだという、一見して不可思議な構図を描き出そうとしているのである。

しかし、その結果、後に詳述するように、会社側の立証は、森田証言に典型されるようにおそろしく珍妙なものとなってしまう、また、証言相互間あるいは証言と主張との間に大きな齟齬を来し、繕いようのない破綻を生じてしまっているのである。

例えば、後に詳述（後記「第四」）するように、会社側証人は本件業務命令が申立人らの裁判支援傍聴活動を理由とするものであることを無理矢理に否定しようとするあまり、森田証人について言えば、「裁判傍聴」という言葉の意味すら知らないとか、あるいは言葉としてはわかるが裁判とは凡そ何の裁判かもわからぬとか、誰が聞いても全く常識に反する証言を平然と行なったり、立石証人について言えば、本件をめぐる沖労組芝浦支部との話合いの中では裁判支援傍聴の件は話にも出なかったとして森田証人との間に明白な喰い違いを生じるなど、随所に矛盾を生じてしまっている。

また、証言と主張との齟齬についても、後述のように、会社は、一方では昭和五六年四月下旬、五月下旬及び七月下旬の三回にわたって会社と沖労組芝浦支部との間に本件をめぐる話合いがあり、かつその経過については立石総務課長が芝浦支部執行委員長から説明を受けたと主張しながら（会社「準備書面」①「二丁表裏」）、他方では、立証段階に至ると沖労組の本件についての取り組みをかくそうとするあまり、立石総務課長自身に上記主張とは全く正反対の証言を行なわせるなど、繕いよ

うのない矛盾をさらけ出しているのである。

このように、真実を隠すためには誰の目にもはっきりした滑稽とさえ言っても過言でないほどの大きな矛盾をおかすことさえも辞さない会社の態度は、まずもって、労働委員会における不当労働行為の審理手続を愚弄するものであって、厳しく批判されなければならぬものであり、同時に本件について会社が何等合理的反論を持ち合わせていないという点で、その不当労働行為性を逆に裏付けているのである。

第三、本件不当労働行為と

これをめぐる事実経過

本件不当労働行為の事実は、基本的には三頁で述べたところから明白であるが、その事実経過を述べれば次のとおりである。

一、裁判支援のための有給休暇

取得に対する干渉・妨害

■裁判傍聴者を一斉呼び出し

(一) 前記のとおり、会社が強行した昭和五三年一月の大量指名解雇の撤回を求める闘いが全国各地の広範な労働組合の支援を得て進められるなかで、昭和五五年一月二日、東京地方裁判所民事第一一部において、本件指名解雇の効力を争う

裁判の第一回証人調べが提訴以来八回の弁論期日を経たうえで開始され、会社側証人室田平八郎が初めての証人として証言台に立った。

傍聴席は、会社人事部の指示により派遣された（立石証人第一四回調書四三丁裏）会社側の傍聴者数人のほかは、支援の労働者で満席となり、会社の不当性を自らの目と耳で検証して他へ伝えようと押し寄せた多数の支援傍聴者は廊下にまであふれた。

これら多数の支援傍聴の労働者のなかに、会社東京工場に勤務する労働者のなかから秋元英常、板垣道明、加藤孝、五味田洋清及び申立人中山洋子の五名（昭和五六年一〇月二七日付申立人「準備書面①」第二項記載の「申立人中山を含む四名」は「申立人中山ほか四名」と訂正する）が有給休暇を取得して勤務を休んで参加していた。

その翌日、同年一二月三日、これら会社東京工場の五名の労働者全員が、それぞれ個別に直属の課長に就業時間中に一齐に呼びだされたうえ、いずれも直属の係長同席のもとに「昨日裁判に行ったことは知っている。」「会社と争っている裁判に従業員が行くのは困る。」「届けには「私用」と書いてあるが、会社と争っている裁判の傍聴に行くのは好ましくないから、冲電気の管理者として事前に知っておきたい。」「等々と、前日の裁判支援傍聴に有給休暇を利用したことに對して不当な干渉をそろって受けた（秋元証人第四回調

書二五丁裏、二六丁、同第五回調書三三丁、中山本人第二二回調書三丁、四丁、甲第三・第四四号証）。

■会社・抗議へ事実調査もせず

(二)

その後、これら五名の者のうち板垣を除く四名の者らは、それぞれが同じ日に、同じ内容の干渉をいずれも直属の課長から係長同席のうえで受けたことに気付き、東京工場の人事・労務を担当する管理部総務課長あての「年休取得及び裁判傍聴への会社側の干渉行為についての抗議」と題する四名連名の抗議文（甲第三号証）を作成し、同月八日、同課を訪れ応対した菅原勤労係長に対して一二月三日の件について同文書にもとづいて抗議申し入れを行うとともに、各課長の行為が会社の指示に基づくものである疑いを指摘した（秋元証人第四回調書二六丁、二八丁）。

これに対し、菅原勤労係長は同日、上記抗議を受けた旨を立石総務課長に報告したが、同総務課長はこれら四名の者が一二月二日に有給休暇を利用したことを確認したのみで、同日これらの者が本件裁判傍聴を行ったか否か、また一二月三日にどのような事実があったかについては、その後も一切の調査を自らも行なおうとせず、また菅原係長に対しても行なわせなかった（立石証人第一二回調書四丁裏、七丁裏、同第一四回調書五丁、六丁裏）。このことは、40頁に述べるように、会社の一斉干渉のあったこと（だから労務部門が動かなかつた）を逆に裏付けるものである。

1980年12月8日

沖電気工業株式会社
電子通信事業部芝浦地区管理部
総務課長 殿

製造管理部 生産課 秋元 英 常
 企画課 中山 洋 子
製造部 工作課 五味田洋 清
 組立課 加藤 孝

年休取得及び裁判傍聴への会社側の干渉行為についての抗議

私たちは去る12月2日（火）みずからの年休を使い「沖電気不当解雇撤回」の裁判を東京地裁に傍聴した。

ところが翌12月3日（水）、所属の課長（代理）が就業時間中わざわざ私たちを呼び出し、係長を同席（秋元、中山の場合）させて、年休取得と裁判傍聴に対し重大な干渉行為をしたので、ここに抗議するものである。

1. 私たちは、それぞれ事前に従前通りの年休の届出をして休暇を取ったにもかかわらず、各課長は「ある人から聞いたが、君は昨日裁判に行ったね」とか「理由は裁判に行くときちゃんと書きなさい」など、今回特に強調して問いただすことは、これ自体明らかな年休取得に対する干渉行為である。理由は「私用」「家事都合」で充分なはずである。
2. 「会社と争っている裁判に年休をとって行くのは従業員としてふさわしくない、君の考えを聞きたい」とか、また裁判傍聴に行ったことをわざわざ職制機構を通じて確認すること自体、国民の憲法に保障された基本的人権を侵し、裁判傍聴の自由を侵すものである。さらに裁判傍聴の行使は従業員であるか否かに全く関係のないことである。

私たちは以上のことから会社が今後このような干渉行為をしないよう抗議し厳重に申し入れるものである。

(三)

■労組・会社へ嚴重申し入れ
また、上記四名を代表して秋元は同年一月一八日、沖労組芝浦支部組合事務所を訪れ、佐伯支部執行委員長兼中央執行委員に対し、一月三日の事件を報告し、労働組合として会社と対応するよう要請したところ、同委員長は、会社に対してかかる干渉を行なうことのないよう嚴重に申し入れを行ったうえ、その旨を秋元に報告した（秋元証人第四回調書二八丁裏～三〇丁裏）。

これ以後、これら四名及び板垣に対して、一月三日と同様の方法による直属課長からの干渉は行なわれなくなったが（前同調書三〇丁、浅利証人第二〇回調書一五丁裏～一六丁）、一月三日の事件以後、この事件を見聞した者は裁判支援傍聴のために有給休暇届けを提出するについて、少なからぬ心理的圧迫を受け続けている（浅利本人第二〇回調書一五丁～一六丁、中山本人第二二回調書五丁）。

(四)

■裁判傍聴規制へ乗り出す
従って、会社が、会社側証人を初めて立てる裁判に、その訴訟の相手方（争議団）を支援して傍聴しようとする申立人を極度に嫌い、その干渉・規制に乗り出したことは明々白々である。

中山証人「……そんなふうに言われたのだから、裁判傍聴のために公休を取るときには、やはりいつもためらいがあるし、何か言われはしないか、という思いがあります。」

二、申立人両名に対する仕事差別の経過

■ミスが多いと課長が直接指示

(一)

その後、東京地裁における前記室田証人の尋問は、昭和五年一月二一日、同年三月二三日、同年六月二六日と引き続いて行なわれ、そのいづれにも前記昭和五年一二月二日同様、法廷外にあふれる支援傍聴者が詰めかけた。その中で、後述の如く室田証人自身の口から次々と本件大量指名解雇の不当性・違法性を示す事実が多数の傍聴者の前にさらけ出されたが、これら毎回の裁判期日には会社の職場から一〇名前後の労働者が支援傍聴に参加しており、同時に会社側からは人事部の指示により常に数名の者が傍聴席を占め、その中には東京工場の人事・労務を担当する前記管理部総務課の菅原勤労係長も含まれていた（中屋証人第二回調書一一丁、秋元証人第四回調書四三丁、立石証人第一四回調書四三丁裏）。

この東京地裁における室田証人尋問の傍聴に申立人中山は前記昭和五年一二月二日の第一回目及び翌昭和五年一月二一日の第二回目、申立人浅利は、第二回目及び同年三月二三日の第三回目とそれぞれ支援活動の一環として参加していたところ、同年三月二五日、両名の所属する東京工場製造管理部企画課計画係の朝の係内ミーティングの席に森田企画課長が現われ、「浅利・中山はミスが多く、仕事が雑で信頼できないので、計画業務から外れてブッキング作業を担当して

中屋証人「東京地裁には、冲電気裁判の重要性を理解していただいて、毎回法廷があふれるほどの傍聴に支援の方々に来ていただいております。大体入れない人が廊下に待機する、という状態になっています。」

小木弁護士「その中に、冲電気の労働組合員もいらしているのでしょうか。」

中屋証人「はい、ほとんど毎回参加しております。それで多いときには十名近く参加していただいています。……」

もらう」旨発言し、申立人らに対する「作業割当て」を、従前申立人らが行なっていたコーディング作業・伝票発行作業からブックイング作業へと変更し、ブックイング作業は申立人らのみに担当させる旨の業務命令（以下「本件業務命令」ともいう）を行なった（浅利本人第二〇回調書一八丁裏～一九丁、中山本人第二二回調書七丁裏～八丁裏）。

なお、これに先立つ同月二三日、企画課の係編成を従来の総合係・企画第一係・企画第二係・企画第三係から総合係・企画第一係・企画第二係・計画係へと変更する旨の発表が行なわれた。従来は、申立人浅利は企画第三係、同中山は企画第一係に所属し、それぞれ計画業務を担当していたところ、上記係編成変更に伴い、兩名とも計画係の所属となったが、計画係に所属することとなった他の係員も、他課から転入した一名を除いてはいずれも従来から企画課内において計画業務を担当していた者であるにもかかわらず、本件業務命令のさいには、これらの者についての作業割当乃至その変更の指示は一切行なわれなかった。また、本件業務命令のごとく係内の作業割当てを課長が、係員に対して直接に行なうという例は従来は存在せず、本件業務命令については飯田計画係長も「頭越しにやられて非常に困っている」旨述べている（浅利本人第二〇回調書一七丁裏～一九丁、二六丁、甲第四五号証）。さらには、後述のように、従来は一時期の例外を除いては、ブックイング作業を特定の係員に専任させていたことは

志村弁護士「ほかの方たちにはどういふものを担当してもらう、という話は、そのときはなかったわけですか。」

浅利証人「それは全くありませんでした。」

志村弁護士「係の中の作業の担当の指示を、こういうふうに直接課長のほうから言われた、というケースは、あなたが昭和三十六年に入社してから以降あったことがありますか。」

浅利証人「ありません。」

志村弁護士「飯田係長はそれ（飯田係長からも森田課長に要請してほしいということ）に對してどういふふうに答えられましたか。」

浅利証人「ああいうことを頭越しに、とかやられて非常に困っているのだ、できれば波風立てずに、みんな仲よくやっていきたいのになーとそういうことを言って、『自分も課長に話してみます』ということ約束してくれたのです。」

なく、計画業務を担当する係員がコーディング作業・伝票発行作業の合間に当番制のもとに交替で行なっていた。

■裁判傍聴する人に重要な仕事与えない

(二)

これらのことから、申立人らは同日昼過ぎ頃、森田課長に対して本件業務命令の異常性・不当性について釈明を求めたところ、森田課長は、申立人らにミスが多いとの点については「印象で言っただけであり、データがあるわけではない」旨述べたうえ、「実は……」と切り出し、申立人らがこの席上で裁判支援傍聴活動について全く話題にもしていないにもかかわらず、「あなた方二人は会社と争っている裁判を傍聴している。」「会社と争っている裁判の傍聴に行くような者は、沖電気の管理者として信頼できない。」「そういう人には重要な仕事は与えられない。」と述べて、本件業務命令が申立人らの裁判支援傍聴活動を理由としたものであり、かつ申立人らを同課長自らが「重要」でないとして認識する仕事に就けようとの意図に基づくものであることを臆面もなく語った（浅利本人第二〇回調書二一丁～二三丁、中山本人第二二回調書八丁裏～九丁）。これに対し、申立人らはその不当性を指摘して本件業務命令の撤回を求めたが、森田課長は、所用のためとして、翌日に話し合いを続行することを約して当日の話し合いを打ち切った。

翌三月二六日にも、前日に引き続いて本件業務命令について申立人らと森田課長との間に話し合いが持たれたが、森田

中山証人「二十五日の昼の一時ごろだったと思いますが、浅利さんと二人で課長のところに行きまして、『けさの話はどういうことですか』というふうにお聞きしました。そのときに『ミスの問題は印象である。……データを持っているわけではない』というふうにおっしゃいました。そして『実は会社と争っている裁判の傍聴に行くような者は、沖電気の管理者として信頼できない。だから重要な仕事は与えられないのだ。ブックリングをしてもらいたいのだ』というふうにおっしゃいました。」

課長は「一晩考えたけれども、裁判傍聴の理由の方が大きい。」「沖電気の管理者としても、ずっと不安を抱えていて、その不安をいつか解消したいと思って……今回の組織変更のときにそれをやった……」「ミスの問題については言い過ぎであった。印象で言ったまでであり、皆の前で謝ろう。」と述べ、重ねて本件業務命令が申立人らの裁判支援傍聴活動を直接且つ唯一の理由とするものであることを言明した（浅利本人前同二五丁、中山本人前同九丁裏）。

なお、この席上、申立人らは、ブックイング作業は従来は当番制で行なっており、一日わずか二、三時間で終えてしまっていたことを指摘し、このような作業に裁判傍聴活動を理由に申立人ら二名を就かせるのは不当である旨を指摘して前日に引き続き本件業務命令の撤回を求めたところ、森田課長は、従来のブックイング作業の実態については検討してみる旨答えた（浅利本人前同二三丁、二四丁裏、同第二一回調書二二丁・二六丁、二七丁）。

■ローションと突然いい出す

(三) 同月三〇日、森田課長は計画係の朝のミーティングの席に顔を出し、上記三月二六日の申立人らに対する言に従い「（浅利・中山の）ミスの問題は印象で言ったので、言い過ぎであった。」「計画業務不適格者だと取られたなら、おわびする。」旨を表明した。同時に、森田課長は「ブックイングは業務上のローションでやってもらうのだ。」と、それ

小木弁護士「三月二十六日も森田さんとやりとりしていると思いますが、森田さんの指示をした理由はどういうものでしたか。」

中山証人「『実は、一晩考えたけれども、裁判傍聴の理由のほうが大きいです。沖電気の管理者としても、ずっと不安をかかえていて、その不安をいつか解消したい、と思っていました。だから今回の組織変更のときに、それをやったんだ』というふうにおっしゃいました。」

までには一切述べられていなかった「業務上のローテーション」なる表現を用いて、申立人らにブッキングを担当させるのは一定の期間での交替を予定しているかのごとき説明を行ない始めた（浅利本人第二〇回調書三〇丁、中山本人第二二回調書一〇丁～一一丁）。

(四)

■「ご面倒でも浅利様、中山様に……」
同年四月一日、飯田計画係長は「計画係の作業体制について」と題する異例の文書（甲第四号証）を計画係の朝礼の際に係員に配布したが、同文書は「ブッキング作業についてはご面倒でも浅利様と中山様にお願ひ致します。」と申立人兩名についてあえて「様」を付したうえでその担当作業をブッキングと指定し、他の計画係員については申立人らとも担当機種別に二グループに分けつつ、各人の具体的作業については「無論コーディング、DP計画、伝発までをお願いします。」として計画業務全般を指示し、申立人らと極だった差異を示している。また、当日の飯田係長の口頭説明でも、申立人らをブッキング作業担当とするほかは、各人がコーディング・DP計画・伝発の各作業のいずれをも行なうようにとのことであった（浅利本人第二〇回調書二六丁裏～二八丁中山本人第二二回調書一一丁～一三丁）。

■命令撤回しない……話し合い打ち切り

(五) その後、申立人らは、四月二日、同月一〇日の二回にわたって本件業務命令の撤回を求めて森田課長との間に話し合

志村弁護士「……この『業務上のローテーション』なのだ」という話はいつの段階から出たのですか。」

浅利証人「三月三十日に、課長があまりに来られたときに、そのときに初めて、『浅利・中山に計画業務不適格者だ』というふうに取られたならこれはおわびする」ということのあとに、『これはあくまでも業務上のローテーションでブッキングをやってもらうのだ』ということが言われました。……」

志村弁護士「……飯田係長から何か説明がありましたか。」

浅利証人「……だれでもコーディング・伝発の両方ができるようにやっていきたいのだ、そういうふうにしてこれから計画を進めていきたいのだ、ということの説明をしました。」

-56.4.1-

計画係の作業体制について



計画係の独立、皆さん方の計画に立向う姿勢と
近い将来導入される新生産管理システム、他職場との対応
あるいわ課長指示による業務上のローテーションなど
を考へて計画係の作業体制を伝送、制御の
区分によって運営致します。

伝送 = 本岡、下谷、阿相、渡辺、小山(加)、中山、長野

制御 = 岡沢、渡部、小森、浅利、遠藤、坂本

これは願うところ伝送計画、制御機械計画のよきと
充分活かして計画作業に当たって頂くためと
CPII計画に対するレベルアップを意図しています。
無論コーディング、OP計画、伝送までとお願いします。

体形としては係長から直接グループ又は個人に計画
投入を致します。

全体的には負荷を見ながら伝送、制御の壁を
作らないためにも時には伝送の仕事を制御で、
制御の仕事を伝送で処理する計画係としての
機動性にも協力して頂き、将来一本化を目指し
スタートさせたいと思います。

ブッキング作業については、ご面倒でも浅利様
と中山様にお預り致します。

係長を中心としたまとまりのある計画係を目指したい。

実施については新規投入分から細部については
更に打合せて実施していきたい。

皆さんの協力があれば運営がはかどらない
ので、直致しくお願いします。

を持ったが、森田課長は、申立人らをブッキング担当者としたのは「業務上のローテーション」によるものであるとの説明を行なうのみで、そのローテーションの期間についてすら申立人らに対しては「答える必要はない」とし、さらには「これ以上は理由も一切言うつもりはない。」「命令を撤回する意思もない。」「話し合うつもりもない。」「として四月十日をもって話し合いを打ち切った（浅利本人第二〇回調書二八丁～二九丁、中山本人第二二回調書一三丁裏～一四丁）。

■仕事とりあげは裁判傍聴が理由

(六) 以上から、本件業務命令の理由が、裁判支援傍聴を唯一の理由としたものであり、「ローテーション」とは後からとってつけたにすぎないこと（現に今日までの三年半、この「ローテーション」は行なわれていない）、ブッキングが「重要でない」仕事であること、はざまにあった飯田課長の文書、言動からも申立人兩名が他の計画係員とは違った特別扱いの対象者となっていること等々が明らかであり、本件業務命令が不当労働行為であることは、明白である。

三、本件事件に対する沖労組の対処等の経過

■労組「事実なら放置できない」

(一) 森田課長から話し合いを打ち切られながらも、本件業務命令の不当性を放置できなかった申立人らは、これが裁判傍聴のために有給休暇取得に対する前記昭和五五年一月三日の干

中山証人「……四月二日の日と、四月十日の夕方に課長と話し合いました。」

小木弁護士「あなたのほうとしては、考え直してほしいと、こういうことですね。」

中山証人「そうです。」

小木弁護士「森田さんのほうの対応はどうでしたか。……」

中山証人「『業務ローテーションである』という点ばかりで、ほかのことは聞く耳持たず、という態度でいらっしゃいました。』

渉事件と共通の問題点を有することから、同日干渉を受けた当事者らとともに、六名の連名（申立人兩名及び秋元・板垣・加藤・五味田）で昭和五十六年四月二二日、沖労組芝浦支部に対し、これら裁判支援傍聴活動に対する会社の干渉・妨害を排除することに労働組合として取り組むよう要請する「申し入れ」を作成・持参の上、その旨の要請を行なった。これに対し、応対した榊原芝浦支部書記長は、「申し入れ」内容が事実とすれば組合として放置できぬ問題であるとして、森田課長から事情聴取したいとの意向を示した（甲第四四号証、浅利本人第二〇回調書三〇丁裏～三二丁裏）。

そして、沖労組芝浦支部は、翌四月二三日、佐伯芝浦支部執行委員長兼中央執行委員から立石総務課長に対して、同申し入れの趣旨を伝えるとともに上記「申し入れ」記載の事実関係についての調査・確認を要求した（立石証人第一二回調書一〇丁の一裏～一二丁——後記 41 頁～42 頁のとおり、同証人の証言と客観的事実関係を総合すると以上の事実が認められる）。

■会社・労組・当事者間で交渉

(二) この結果、同月二七日、沖労組芝浦支部三役（佐伯執行委員長、坂内副執行委員長、榊原書記長）及び申立人らと会社側との間に上記「申し入れ」をめぐる交渉が行なわれ、会社側からは立石総務課長、菅原勤労務係長、及び森田企画課長が出席した。

浅利証人「もしこの『申し入れ』の内容が事実だとすれば、労働組合としても黙っているわけにはいかない、これは森田課長に事情を聞いて対処していきたい」と、そういうふうに言われました。」

席上、立石総務課長は、申立人らほか作成の上記「申し入れ」(甲第四四号証)記載の内容は事実無根であり、その要求項目の一つ一つに答える必要はない旨発言した。これに対し、申立人らは、本件業務命令が裁判支援傍聴を理由としたものであることを前記三月二五日・二六日の森田課長の発言を具体的に示しながら指摘しつつ、「申し入れ」に記載したところも上記森田課長発言に基づくものである旨を説明したところ、森田課長は、申立人らの裁判支援傍聴活動は本件業務命令の要因の一つではあるが、本件業務命令はあくまでも「業務上のローテーション」として行なったものであり、「申し入れ」記載の「この機会を今迄ずっと狙っていた」との表現はひどい、として事実を否定する態度に固執した。一方、立石総務課長は、昭和五六年一月三日の件について、干渉を受けた当事者らの裁判支援傍聴活動を会社が知悉していることを認めたくえ、これらの者に対して会社が同じような行動をとるのは当たり前である旨発言した(浅利本人第二〇回調書三二丁裏三七丁)。

これらのやりとりのなかで、佐伯執行委員長は、裁判支援傍聴を理由としたというのが若し事実だとすれば問題である旨指摘したが、事実関係については平行線ではない、との会社側の主張のもとに、当日の話し合いは一旦終了した(前同第二一回調書三三丁)。

浅利証人「……会社のほうから『裁判傍聴がどうのこうの、とあなた方は言っているけれども、この話は平行線ではない』ということ、これは菅原勤労係長だったと思います、が、言っていました。」

申し入れ

組合員	浅利 正 (企画課)
"	中山 洋子 (")
"	秋元 英常 (生産課)
"	板垣 道明 (部品検査課)
"	加藤 孝 (組立課)
"	五味田 洋清 (工作課)

一九八一年四月二二日

沖電気工業労働組合
芝浦支部執行委員長

佐伯 安文 殿

一、 会社は、昭和五三年一〇月から一二月にかけて、一、三〇〇名以上の人員整理を行ない、内三〇〇名前後については、指名解雇の通告まで強行しました。このため現在、この解雇の正当性をめぐる争いが、裁判としても継続しています。

ところで昨年一二月三日、年休をとって、この裁判を傍聴した、秋元、加藤、五味田及び中山を、各所属課長が就業時間中に呼び出して、公開されている裁判を傍聴したことに對し、重大な干渉を行ない、そのために上記四名が会社に抗議し、秋元が組合に

申し入れをしてきたところです。また板垣についても同様な干渉がありました。

私たちは、会社が人員整理を強行した時の労働組合の立場からしてみても、組合員がこの解雇に重大な疑問と関心をもち、自主的な活動を行なうことは当然のことと考えます。特に解雇通告を受けた者の家族や、同僚であればなおさらのことです。

二、 ところがその後、企画課計画係の浅利、中山の兩名に對し、一層不当な攻撃が行なわれるようになりました。

本年三月二五日午前、森田企画課長は、計画係全員ミーティングの席において突然、「浅利、中山は仕事ミスが多く、雑であり、信頼出来ないで、計画業務からはずれてもらい、ブッキング作業をやつてもらおう」と一方的な業務変更を指示してきました。ブッキング作業とは単純作業であり、また一日の必要時間も少ない仕事です。しかも、係内の業務配置を課長がいきなり指示するということも前例のないやり方です。

浅利、中山兩名共、これまで他に劣らない仕事をしてきたつもりです。このため兩名が、同日午後、森田課長と話し合ったところ、同課長は「仕事のミスというよりも、会社と争っている裁判に年休をと

って傍聴に行くような人には、重要な仕事を与えられないということだ。この機会を今迄ずつとねらっていた」という趣旨の発言をされ、この業務変更の真意を述べたのです。

この森田課長発言は、明らかに会社が公開裁判の傍聴という誰もが有する権利を侵害し、仕事上不当な差別を設けようとしていることを示しています。また同時に、兩名の年休取得の権利を侵害し、「仕事ミス」云々の発言が兩名の名譽を著しく損うものであったことを自認したものであります。そのため兩名は、森田課長発言と業務変更指示に到底承服できず、その後も数回にわたって、同課長に対し、業務変更の撤回と謝罪を求めてきました。

三月三〇日、森田課長は計画係全員のミーティングにおいて、前述の「仕事ミス」との発言について「私の言ったことはいいすぎであった。二人には計画不適格者であるかのように受けとられた」と、形式的な弁明を行ないました。しかし、兩名の裁判傍聴を理由とした業務変更の指示については撤回も謝罪もせず、兩名に対して不当な差別扱いを強行しています。

三、 以上述べましたように、会社は裁判傍聴者に対して、一貫して不当な攻撃を加えてきています。

そこで、私たちは、会社のこの不当な攻撃に対し、労働者、労働組合員の利益と権利を守る労働組合が、自身の問題としてとりあげられ、対会社交渉などにより、次に述べる私たちの要求実現のために尽力いただけるよう申し入れるものです。

① 会社は浅利、中山に対するブッキング業務への変更指示が、兩名の裁判傍聴を理由とした不当な差別であったことを認め、謝罪すると共に、従来の業務に復帰させること。

② 会社は、組合員が指名解雇に関して自主的な活動を行なうことに対し、これを理由にいかなる差別も妨害も行なわないと誓約すること。

③ 会社は、申し入れ組合員の年休取得の権利を侵害したことについて、謝罪し、今後二度と侵害しない旨、誓約すること。

④ 会社は、浅利、中山に対し、全員ミーティングの席上で「仕事ミスが多い」などと中傷して、兩名の名譽を著しく傷つけたことについて、明確に謝罪すること。

⑤ 以上について、文書をもって明らかにすること。

以上

(三)

■組合への申し入れを嫌悪「つるしあげ」

翌四月二十八日夕刻、立石総務課長・菅原勤労係長らは前記「申し入れ」作成者である加藤孝・秋元英常に対して、順次これらの者の職場に出向いてそれぞれの直属の課長とともに、有給休暇が取得できているにもかかわらず「侵害」されたとして組合に申し入れたことはけしからんから組合に対する「申し入れ」を撤回しろ、として同人らを威迫した。

さらに、立石総務課長及び菅原勤労係長らは、翌四月二十九日には五味田洋清・板垣道明に対しても、前日同様にしてそれぞれの職場に出向いてこれらの者の直属の課長とともに、組合に対する「申し入れ」を非難してこれを撤回するよう迫った。(浅利本人第二〇回調書三八丁、三九丁、立石証人第一四回調書三〇丁裏、四七丁)。

また、申立人らに対しては、四月二十八日、森田課長が、組合に対する前記「申し入れ」文書を提出したことをとらえて「これでもうあなた方二人との信頼関係はなくなった。そのつもりで二人に対処していくからそう思っしてほしい」旨申し向けた(浅利本人前同三七丁裏)。

(四)

■労組・会社から事情聴取

その後、五月一二日、沖労組芝浦支部の前記三役をはじめとする執行部全員と前記「申し入れ」作成者六名との間に話合いが持たれ、席上、執行部側から昭和五五年一二月三日の件については実際に有給休暇を取得できているので組合とし

浅利証人「その日(四月二十八日)の五時近くですが、加藤君の職場に、総務課長、勤労係長、この人たちと(加藤の)課長が出向いて、加藤君に対して、『組合に、年休取得に対して侵害されている、というふうに言っているけれども、あなたは実際に年休を取っているじゃないか。侵害など会社はしていない』と……」

浅利証人「……時間的には、加藤君の職場を終って、その足で秋元さんの職場に総務課のその人たち、それと今度は臨門課長……この人たちが同じように出向いて行って、『組合に対する「申し入れ書」、あれは事実無根だから撤回しろ。撤回して謝罪してほしい』と……」

て取り組むにしても困難が伴う旨、また本件業務命令の件については今後さらに調査を進めて行く旨、それぞれ組合の見解が示された（浅利本人前同四〇丁）。

そして、沖労組芝浦支部は、会社総務課に対して、前記「申し入れ」作成者六名のそれぞれの直属の課長らを一同に集めたうえで事実調査を行ないたい旨申し入れ、その結果、五月二〇日、立石総務課長・菅原勤労係長同席のもとに沖労組芝浦支部によるこれらの各課長に対する事情聴取が行なわれた。この席上、森田課長は組合側に対し、本件業務命令に関して、裁判支援傍聴は一因であって、あくまでも「業務上のローテーション」によるものであると強調し、「この機会を今迄ずっと狙っていた」との「申し入れ」文書の記載は言葉尻を捕らえたもので心外である旨述べて申立人らの「申し入れ」への反論を行なった。

また、昭和五五年一二月三日の件については、森田課長は、有給休暇取得の理由が事前に届出られていなかったために問質したにとどまる旨弁解し、他の課長らもこれと同様の、あるいは仕事が忙しい最中に休まれたので注意を促したにとどまる旨の弁解をそれぞれ行なった。

その後、佐伯執行委員長は同年六月四日、申立人兩名及び加藤に対し、同月一二日、秋元・板垣・五味田らに対し、それぞれ上記五月二〇日の事情聴取の模様を報告するとともに、昭和五五年一二月の件については裁判支援傍聴のための

浅利証人「（五月十二日、組合会議室で三役を含む支部執行部から）年休取得に対する侵害という問題については……これ以上、組合として取り組むにしても、むずかしい問題だな、ということでした。」

小木弁護士「二人の仕事については？」

浅利証人「……これからいろいろまだ調査しなければいかぬ、ということ……」

有給休暇取得に対してわざわざ理由を問質することは問題だが有給休暇が取得できているのでこれ以上問題とするのは無理ではないか、との個人的感想をのべたが、他に組合としての見解は未だ示されるには至らなかった（浅利本人前同四一丁裏く四五丁裏）。

なお、申立人浅利は四月一日から従来の勤務を外され、ブッキング作業を行なわされ始めたが、申立人中山は、八月二〇日に他への引き継ぎを行なわされるまでは現実にはブッキング作業に就かされず、従来どおり伝送機器のコーディング作業及び伝票発行作業を行ない続け、この間ブッキング作業は浅利が一人で行なうこととなった（浅利本人第二一回調書五丁裏く六丁、中山本人第二二回調書一四丁裏く一六丁）。

そして、上記のように組合の事情聴取が行なわれていた昭和五六年五月頃にも、飯田計画係長は本件業務命令にもかかわらず、申立人中山に対して「中山さんはブッキングをしてもらわなくてもいいんだよ。放送機器の仕事をこれからもやってもらいたいと思っている。」と述べ、同人に対し以後も従来どおり放送機器のコーディング作業及び伝票発行作業を与え続けた（中山本人第二二回調書一五丁裏）。

■調査打ち切り・中山もブッキングへ

(五) その後組合は引き続いて調査を行なったが、結局のところ申立人らの指摘した事実と会社側の述べる事実が喰い違ったまま平行線をたどるままで真実を確定することができな

浅利証人「（佐伯支部長は）一年休を取ることについては、これは自由であるから、それに色々理由を聞くというのは、これは問題だ、けれども実際に：：：取れているから、これ以上会社とやっていくのは無理があるのではないか、ということを書いていました。」

中山証人「ええ、五月ごろでしたけれども、飯田さんから、『中山さんはブッキングをしてもらわなくてもいいんだよ。放送機器の仕事をこれからもやってもらいたいと思っている』というふうに言われました。」

い、として同年八月一二日、調査を打ち切るとの結論を出した（浅利本人第二一回調書三五丁裏）。

これに対し、会社は同月一七日、前記のように、それまでは現実には申立人浅利のみに行なわせていたブッキング作業を申立人中山にも行なわせるべく、同人に対し従来から行ない続けていた放送機器のコーディング作業及び伝票発行作業を他の計画係員に引き継ぐよう命じ、同月二〇日から従来の仕事を取り上げ、申立人浅利とともにブッキング作業に就かせた（中山本人第二二回調書一四丁裏一七丁裏）。

■不当労働行為を全面強行

(六)

これら一連の経過は、会社が、本件業務命令を強行するにあたり、余りにも明白な不当労働行為であって、職場からも不自然に見え過ぎること、労働組合との交渉が入ったことなどにより、申立人中山については、一時様子を見つつ、組合との交渉が切れたのを絶好の機会として、全面的強行に踏み切ったことを明瞭に物語っている。

第四、事実経過に関する会社の

主張・立証に対する反論

以上「第三」において述べた事実を照らせば、前記「第二」に述べたとおり、本件各不当労働行為が、指名解雇撤回闘争支

浅利証人「事実関係について――会社の言い分と、こちらの言い分と、事実関係について確定はできないのだ、これ以上いろいろ事情聴取をしても話は平行線で、これ以上進展は見られないと思うので、このことはもう調査その他、打ち切りたい、というのが最終的な結論でした。」